

伊奈町中小企業者事業活動支援給付金

一律 **5** 万円

新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、厳しい経営環境に置かれている町内の中小企業者に給付金を交付します(一事業者につき一回限り)。

～給付条件～ (原則 次の3つの条件にすべて該当していること)

- ① 町内に主たる事業所又は事務所を有する中小企業基本法第2条に規定される事業者(会社及び個人)、及び医療法人、社会福祉法人、土業法人、特定非営利活動法人。
- ② 令和4年8月末日までに伊奈町内で事業活動を開始し、給付金申請時に事業を継続しており、今後も継続する意思があること。
- ③ 確定申告を行っていること(法人:直近事業年度(申告義務のない法人は除く。)、個人:令和3年分)。ただし、事業を開始して間もない事業者で、事業収入に係る確定申告をしていない場合は、法人にあっては令和4年8月までに伊奈町内に法人を設立したことを登記していること、個人にあっては令和4年8月までに伊奈町で開業したことを開業届出書により税務署に提出していること。

～申請方法～

- ・ 申請方法 電子申請ただし郵送申請も可
- ・ 申請には下記の書類が必要になります。事前に申請書に必要事項を記入し、記入済みの申請書と必要添付書類をPDF形式または写真データで保存してから、町HP、または下記の申請用URLから「伊奈町電子申請・届出サービス」を開き手続きをしてください。
- ・ 申請期間 令和4年10月3日(月)～令和4年12月15日(木)
※ 電子申請によることができない方は、申請書と添付書類を下記まで郵送してください。直接持参はお控えください。
※ PDFデータ、写真データは書類全体の内容が確認できる状態で保存し添付(郵送)してください。

～必要書類～

○伊奈町中小企業者事業活動支援給付金給付申請書(第1号様式)・・・裏面(添付書類)

- 法人 ・直近の法人町民税確定申告書の写し
・事業開始間もない法人の場合は履歴事項全部証明書の写し
- 個人 ・令和3年分所得税確定申告書B第1表控えの写し(所得税の確定申告をしていない方は令和4年度町民税・県民税申告書の両面の写し)
※ 個人番号(マイナンバー)が記載してある場合は、塗りつぶしてから添付(郵送)してください。
・本人確認書類(運転免許証、健康保険証等住所の記載があるもの)の写し
・事業開始間もない個人の場合は税務署に提出した開業届出書の写し
- 共通 ・申請者名義(法人の場合は法人名義)の給付金振込口座の通帳の写し(金融機関名、支店名、口座種別、口座名義の確認できる部分。通帳の表紙を開いた最初の1、2ページ目など)
※ 上記以外にも必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

～申請先～

町HPのトップページ又は下記URLから給付金申請ページに入れます。

給付金URL

<https://www.town.saitama-ina.lg.jp/0000007098.html>

郵送先・問合せ

〒362-8517 伊奈町中央4丁目355番地
伊奈町元気まちづくり課 事業者給付金担当
電話 721-2111(内)2234, 2235
E-mail ganbareina@town.saitama-ina.lg.jp

